

釧路川流域委員会

第9回委員会資料

平成19年7月10日

北海道開発局
北海道

－第9回 釧路川流域委員会－

日時：平成19年7月10日(火) 13:30～16:30

場所：釧路市観光国際交流センター 3F 研修室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- 1) 河川整備基本方針と河川整備計画について
- 2) 釧路川水系河川整備基本方針について
- 3) 釧路川水系釧路川河川整備計画(原案)について

3. その他

- ・今後のスケジュールについて

4. 閉 会

釧路川流域委員会 名簿

名称	氏 名	所 属	役 職	備考
委員	かめ い てる お 夫 亀 井 照 夫	北海道旅客鉄道(株)釧路支社	支社長	
委員	うち じま くに ひで 内 島 邦 秀	北見工業大学 工学部	元教授	副委員長
委員	たか とり つよし 高 取 剛	標茶町農業協同組合	組合長	
委員	こ いそ しゅう じ 小 磯 修 二	釧路公立大学(地域経済研究センター長)	教 授	委員長
委員	さ たけ なお こ 佐 竹 直 子	(株)北海道新聞釧路支社	記 者	
委員	すぎ さわ たく お 杉 沢 拓 男	NPO 法人トラストサルン釧路	事務局長	
委員	たか やま すえ きち 高 山 末 吉	釧路自然保護協会	会 長	
委員	つじ い たつ いち 辻 井 達 一	財団法人 北海道環境財団	理事長	副委員長
委員	はま たか し 濱 隆 司	釧路水産用水汚濁防止対策協議会	顧 問	
委員	お がわ たつ ゆき 小 川 龍 幸	北海道標茶高等学校	校 長	
委員	い とう よし たか 伊 東 良 孝	釧路市	市 長	
委員	さ とう ひろ たか 佐 藤 廣 高	釧路町	町 長	
委員	いけ だ ゆう じ 池 田 裕 二	標茶町	町 長	
委員	とく なが てつ お 徳 永 哲 雄	弟子屈町	町 長	
委員	ひ の うち まさ し 日野浦 正 志	鶴居村	村 長	

五十音順(学識経験者) 敬称略

－第9回 釧路川流域委員会 配布資料一覧－

議事次第

委員名簿

釧路川流域委員会設置要領

釧路川流域委員会運営要領

第8回委員会議事要旨

第8回委員会ニュースレター

資料1 河川整備基本方針と河川整備計画について

資料2 釧路川水系河川整備基本方針について

資料3 釧路川水系河川整備計画(原案)について

資料4 グランドデザインの河川整備計画への反映について

参考資料1 釧路川流域の未来の川づくり(グランドデザイン)

参考資料2 釧路川水系河川整備基本方針 本文

参考資料3 釧路川水系河川整備計画(原案) 本文

釧路川流域委員会設置要領

（目的）

第1条 この要領は、釧路川の整備の現状及び将来の状況を考慮して河川整備計画を作成するため、北海道開発局と北海道が共同で釧路川流域委員会を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 北海道開発局及び北海道は共同で、釧路川流域委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）釧路川河川整備計画の案に関する北海道開発局長（以下「局長」という。）及び北海道知事（以下「知事」という。）への意見
- （2）釧路川河川整備計画の案に係る住民等からの意見聴取の結果に関する局長及び知事への助言

（組織）

第4条 委員会は、学識経験を有する者等のうちから釧路開発建設部長及び釧路土木現業所長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の事務を総括する。
- 5 副委員長は、委員の中から委員長があらかじめ指名し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 6 委員会は必要に応じ、部会を設置することができる。

（議事等）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開するものとする。
- 4 河川管理者は、委員から説明等を求められたとき、委員長の許可を得たとき等において、説明、意見の表明等を行うことができる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出その他必要な措置を講ずることを局長及び知事に要請することができる。

（委員会に関する事務の処理）

第6条 委員会に関する事務は、北海道開発局釧路開発建設部治水課及び北海道釧路土木現業所治水課が共同で処理する。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年10月18日から施行する。

1. 釧路川流域委員会運営要領

本運営要領は、釧路川流域委員会設置要領（平成 14 年 10 月 18 日付け、以下「設置要領」という。）に基づき、釧路川流域委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 委員会の運営に関する事項

(1) 委員長の選出

委員長を小磯委員とする。

(2) 副委員長の指名

副委員長を辻井委員と内島委員とする。

(3) 会議の記録

事務局は、会議の議事内容について、その議事録を作成し、委員長の確認を得なければならない。

(4) 会議の公開

会議については、公開で審議する。

(5) 会議資料等の公開

会議資料・議事概要は公開とし、事務局はホームページ等での閲覧が可能となるような措置を講ずる。但し、委員長が個人情報等公開することが適当でないと判断したものについては、公開しないものとする。

(6) 委員会の事務

事務局は、委員長の指示を受けて以下の事務を行う。

① 会議資料(案)の作成

② 議事概要(案)の作成

③ 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成

④ その他

2. 運営要領の見直し

本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができるものとする。

3. 施行期日

本運営要領は、平成 14 年 10 月 18 日から施行する。

2. 流域委員会の情報公開について

(1) 委員会の公開

① 一般傍聴者の受け入れ

- 一般傍聴者の受け入れは、全ての希望者が傍聴できるよう可能な限り配慮することを基本とする。

② 一般傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。但し、会場に入れきれない場合は先着順とする。

③ 会議の開催案内方法

- 記者発表やホームページに掲載する等、できる限り広く周知する。

(2) 委員会資料・審議結果等の情報公開

① 当日の委員会資料の配布

- 一般傍聴者には委員会資料を配布する。

② 議事概要・会議資料の公表

- 議事概要を公表する。
- 議事概要の公表にあたっては、委員長の責任において行う。
- 会議資料は、北海道開発局や北海道等の関係機関において、供覧・貸し出しを行う。また、会議資料や議事概要のホームページへの掲載、委員会概要チラシの作成、記者会見（委員長が必要と認める場合）等により、できる限り広く周知する。

3. 関係住民等の意見聴取について

(1) 情報の提供

- 委員会の公開（ホームページ、チラシ、記者発表、資料閲覧等）
- 整備計画概要版の配布
- 住民説明会の実施
- 河川整備計画（原案）の公告・縦覧

(2) 住民意見の聴取方法

- ホームページ上に意見募集の仕組みをつくる
- 釧路開発建設部及び釧路土木現業所等に意見受付担当窓口を設置し、意見書の提出を受け付ける
- 公聴会の実施

釧路川 流域委員会

NEWS
No. 8

第8回委員会を
平成17年3月17日に
開催しました。



▲第8回釧路川流域委員会の様子

釧路川
流域委員会
とは？

北海道開発局及び北海道では、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「釧路川水系河川整備計画」を策定します。このため、地域住民、学識経験者等から意見をいただくことを目的として「釧路川流域委員会」を設置しました。

平成17年3月17日(木)、釧路地方合同庁舎において「第8回釧路川流域委員会」が開催されました。委員会では、第6回委員会で示した川づくりの16項目から抽出した、釧路川流域における河川の防災対策のとりくみについての議論や近年の風水害等の事例の報告等がなされました。

●釧路川流域における河川の防災対策のとりくみ

洪水対策

① 広域防災対策

- ・防災ステーション及び水防拠点等を整備
- ・関係機関との連携



▲完成イメージ図

② 洪水氾濫被害の軽減対策

- ・堤防越水時の被害の軽減として、堤内地に樹林帯を整備
- ・非常時に備え、土砂等を備蓄しておく側帯を整備

③ 内水排除の支援

- ・排水ポンプ車の貸し出すなど、関係機関と連携し、内水被害を軽減
- ・備蓄資材の点検・補充や釜場の設置、水防訓練等の活動を支援

④ 情報伝達基盤整備の充実化

- ・光ファイバー網の整備
- ・管理施設の遠隔操作化による管理体制を強化
- ・河川の常時画像の監視や流域住民へのリアルタイムな情報提供

⑤ 地域や関係機関との連携

- ・洪水時は「釧路川水防連絡協議会」にて、市町村との連携を図り、緊急時の行動や水防活動を支援
- ・平常時は、住民に対して水防の重要性の普及・啓発、河川情報の提供・周知を図り、緊急時の住民の判断・行動を支援

津波・高潮対策

- ・釧路川・新釧路川の河口部において、想定する高潮または津波水位に対応した堤防整備を実施

防災情報の提供・公開・通知・啓発

① 水理・水文情報等の提供

- ・雨量・水位観測所の設置及び収集情報の河川水位予測等への活用
- ・インターネットや携帯電話等を活用した河川水位・流量等の情報提供とその普及啓発

② 浸水想定区域図の公開

- ・迅速かつ円滑な避難及び被害軽減を目的とした浸水想定区域図の公開
- ・市町村のハザードマップ作成の支援

③ 水防警報の発令・通知

- ・釧路開建と気象台の共同による洪水予報の発表
- ・水防警報の発令及び関係自治体への通知
- ・マスコミや関係機関を通じた地域住民への情報提供

④ 地震・津波の防災情報の提供・啓発

- ・水位・流量観測所や地震計の設置及びリアルタイム情報の速やかな伝達・提供
- ・携帯電話・インターネット等のメディア活用による住民への情報提供

